

第2期埼玉県再犯防止推進計画(案)に対する意見と県の考え方(県民コメント)

【反映状況】

- A: 意見を反映し案を修正した
- B: 案で対応済み
- C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とする
- D: 意見を反映できなかった
- E: その他(感想・意見)

意見No.	該当頁	御意見の内容	反映状況	県の考え方(案)	関係課・関係機関
1	全般	<p>施策そのものについて、また、現状認識とそれらの問題に対する個々の支援計画については、各担当部署の業務目標と連動しているものと考えられるので、特に意見はありません。</p> <p>しかしながら、これら施策の実効性を担保する具体的な方法がどこにも書かれていません。成果の良否は数値目標で判断するしかないのですが、計画が「絵に描いた餅」にならないよう、各方面の関心を維持していくための方策(例えば県民への広報・広聴の充実化)を、どこかに盛り込んでほしいと思います。</p>	B	<p>県民への広報・啓発については、「IV 施策の展開 5 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動推進のための取組」に、国や県の取組・支援について記載しています。</p> <p>なお、施策の進捗管理については、学識経験者、国・関係団体等を構成員とする「埼玉県再犯防止推進関係機関連絡会議」(計画35ページ)において、施策の進捗状況を確認していくこととしています。</p>	社会福祉課
2	全般	<p>外国人犯罪とその再犯が多いと感じています。</p> <p>不法滞在者と犯罪歴のある外国人の一扫をすべきです。犯罪も再犯も彼らの犯行率が高いですよね。全員まとめて強制送還するのが大変望ましいと考えています。</p>	E	<p>来日外国人(我が国にいる外国人から定着居住者(永住者等)等を除いた者)の再犯率は、県内の検挙人員に占める再犯者の割合よりも低い状況にあり、外国人による再犯が多いとまでは言えないと考えております。</p> <p>本計画では、国籍で区別することなく、罪を犯した方が再び犯罪を繰り返すことがないように、就労や住居確保、福祉など罪を犯した人の抱える課題に着目し、様々な観点から再犯防止に取り組んでまいります。</p>	社会福祉課

第2期埼玉県再犯防止推進計画(案)に対する意見と県の考え方(県民コメント)

【反映状況】

- A: 意見を反映し案を修正した
- B: 案で対応済み
- C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とする
- D: 意見を反映できなかった
- E: その他(感想・意見)

意見No.	該当頁	御意見の内容	反映状況	県の考え方(案)	関係課・関係機関
3	2	計画の期間を3年間から5年間としてはどうか。 国の計画期間が5年間となっており、計画の期間を5年間に設定すれば、次回以降の県の計画を策定する際、国の計画を勘案して県の計画を策定することが可能になると思われる。	E	本計画は、県福祉部で策定しております「地域福祉支援計画」、「高齢者支援計画」、「障害者支援計画」、「ケアラー支援計画」と整合性を図りつつ進めていくため、他の計画に合わせ、3年の計画期間としております。 また、本計画は、再犯防止推進法の「地方再犯防止推進計画」として位置付けられるものでもあり、国の第二次再犯防止推進計画に設定された5つの基本方針及び7つの重点課題を踏まえ、県の実情に応じて、6つの施策に取り組むこととしています。 本計画の推進に当たっては、国計画との整合や県その他計画との整合に留意しながら取り組んでまいります。	社会福祉課
4	IV 施策の展開 1 就労・住居の確保のための取組				
	(2)住居の確保				
4	11~13	セーフティネット住宅を5万戸近くも確保でき、素晴らしいと思います。それなのに、なぜ、依然として、適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所している満期釈放者がおり、それが問題となるのでしょうか。 受け皿の数の問題だけではなく、調整がうまくいかないことにも課題があると推察され、保護観察所等と連携して帰住調整を拡充させる必要があると考えます。	C	刑務所出所者等の帰住先の確保・調整には、関係機関が連携して取り組むことが重要であると考えます。いただいたご意見は、施策の実施段階で参考としてまいります。	社会福祉課 住宅課 さいたま保護観察所
5	IV 施策の展開 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組				
	25	上から4番目の項目について、薬物乱用者の指導においても、医療機関での治療が特に重要と思われれます。例示がないだけで、薬物乱用者も「精神医学的・心理学的アプローチ」の対象に含まれているかと拝察しますが、その点、一層の推進を期待します。	B	薬物事犯者については、「IV 施策の展開 2 福祉・保健医療サービス利用促進の取組(2)薬物依存を有する者への支援」に記載のとおり、保健所や県精神保健福祉センターや保護観察所、少年刑務所等において、関係機関と連携した取組を進めてまいります。 御意見の趣旨を踏まえ、施策の実施段階において、医療機関との連携も引き続き図ってまいります。	業務課 疾病対策課 川越少年刑務所 さいたま保護観察所 さいたま少年鑑別所